

弘前大学医学部医学科学生の皆さんへ

新型コロナウイルス感染が、重篤な問題となっています。患者さんの命を守る医療現場が機能不全に陥ることは、何としても防がなければなりません。一方で、長期的展望に立って医学教育を継続することも大切で、皆さんの理解と協力が不可欠です。

1. 医学研究科/医学科のホームページ（HP）の学生掲示板（HP画面右側の赤バナー <http://www.med.hirosaki-u.ac.jp/web/studentboard.html>）を頻繁にチェックしてください。ここには、「学生の皆さんへ（連絡事項等）」や「遠隔授業（HOLS）」に関する最新情報が掲載されますので、こちらの掲載内容を優先してください。

2. 体調管理には細心の注意を払い、毎日、経過観察日誌を記入してください。

登校の基準、新型コロナウイルスについてのQ&Aなどは、弘前大学保健管理センターホームページ (<https://www.hirosaki-u.ac.jp/hokekan/index.html>) に記載されています。

3. 日常生活での留意点として、「3つの密が重なる場」を避けてください。感染のリスクが高くなるおそれがあることを念頭に、換気の悪い密閉空間、多くの人が密集する場所、近距離での会話や発声する密接場面となるような場所への出入り、多人数での会食は出来る限り自粛するようお願いします。

アルコールを提供する飲食店でのアルバイトは、禁止となっています。

医学科学生に相応しい節度ある態度で生活してください。(1) 規則正しい生活を送り、深夜まで騒がない(22:00を過ぎて、他人の住居に滞在することなどは控える)、(2) 自宅に大人数で集まらない、(3) 特に集合住宅では、日常の生活音に配慮をする。

外食時の注意点 = (1) 会食は、家族または4名までとし、感染対策を十分に実施している飲食店に限る。(2) 普段一緒にいない人との会食は原則禁止とする。(3) 食事に伴う飲酒は許可するが、ライブハウス・カラオケ店等への出入りや飲酒は控える。(4) 長時間の飲酒は控える。

4. 課外活動は、3密を避けた安全性を確認した上での許可制となります。弘前大学における課外活動団体の活動ガイドラインを遵守すること。
5. 不要不急の移動は、控えてください。(1) 国内特定地域への移動は、許可制となります。許可申請する場合には「国内特定地域への移動許可申請書」を移動する2週間前までに医学科学務に提出してください。また、本県に戻った日の翌日から3日以内に「国内特定地域移動チェックシート」を医学科学務に提出してください。(2) 国内特定地域以外への移動は、「県外への移動届（国内特定地域以外）」を医学科学務へ提出した上で移動してください。国内特定地域以外へ移動した場合には、本県に戻った日の翌日から14日間は、健康状態に特に留意するとともに、「県外移動チェックシート」を記載し、自己管理してください。(必要時提出を求めることあり)

国内特定地域 = 政府による新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づくまん延防止等重点措置ならびに緊急事態宣言が適用された都道府県

※ 現在、附属病院では国内特定地域が指定されていないので、県外全ての地域への移動は「県外への移動届（国内特定地域以外）」の提出で対応してください。

6. 経済的問題が発生した場合には、医学科学務もしくは全学の学生課に相談してください。弘前大学生生活支援奨学金等の貸与が可能です。

以上は、あくまで現時点での状況に基づくものです。今後の状況次第では変化する可能性がありますので、今後の通達に従って臨機応変に対応してください。

令和 4 年 6 月 1 3 日

弘前大学医学部長	廣田和美
医学科学務委員長	鬼島 宏